

船舶インシデント調査報告書

令和7年3月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和6年9月26日 02時30分ごろ
発生場所	沖縄県多良間村水納島北方沖 宮古水納島灯台から真方位009°25.6海里（M）付近 （概位 北緯25°10.2′ 東経124°46.6′）
インシデントの概要	漁船 葵丸は、航行中、主機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年9月30日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 葵丸、14.02トン ON2-2217（漁船登録番号）、個人所有 第290-26732号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力367.75kW、回転数毎分2,000、6気筒、ボア132.9mm、使用燃料A重油、機関製造年月不詳、昭和54年12月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、まぐろ一本釣り漁の目的で、沖縄県宮古島市佐良浜漁港を出港し、水納島北方沖の漁場に到着後、船首部からシーアンカーを投入して漂泊した。 船長は、操業を開始したものの、主機の回転数が不安定であったので、操業を早期に中止して帰航することとした。 本船は、主機の回転数が不安定な状態で航行を続けていたが、水納島北方沖を南東進中、急に主機が停止した。 船長は、何度か主機の始動を試みたが始動できず、自力での航行を断念して漂流していたところ、携帯電話がつながるようになったので、所属の漁業協同組合に救助を要請し、同組合が海上保安庁に通報した。 本船は、海上保安庁の巡視船1隻及び固定翼機1機による捜索が行われ、同固定翼機により水納島北西方約10.8M付近の海域で漂流しているところを発見された。 本船は、その後、来援した巡視船により、佐良浜漁港沖までえい航されて僚船に引き渡され、同漁港に到着した。

	本船は、本インシデント後、船長及び知人が主機燃料油配管系統を点検したところ、燃料油タンク内にドロドロとしたヘドロのようなゴミ（以下「スラッジ」という。）が溜まり、燃料油取出し弁にスラッジが詰まっているのが認められた。 船長は、燃料油取出し弁のスラッジ除去及び分解整備、燃料油タンク内の水抜きを行い、油水分離器エレメント及び燃料フィルターを新品と交換した。 本船は、船長が令和6年8月頃に中古で購入後、本インシデント時が初めての操業であった。 船長は、本船の前所有者から整備状況を十分に確認していなかったため、本船を購入する前の主機、燃料油タンク及び燃料油配管系統の整備状況の詳細を知らなかった。また、主機の取扱説明書を機関製造会社から入手しないまま、自ら本船の整備を行っていた。 船長は、本船を購入後、整備会社にプロペラ軸のスタンチューブなどの整備は依頼したものの、主機、燃料油タンク及び燃料油配管系統の整備は行っていなかった。 主機の取扱説明書には、油水分離器の水抜きを10時間ごと、燃料油タンク（燃料沈殿槽）の水抜きを50時間ごと、油水分離器エレメント及び燃料フィルターの各交換を1,000時間ごとにそれぞれ行うよう記載されていた。
分析	本船は、船長が令和6年8月頃に中古で購入後、燃料油タンクにスラッジが溜まった状況を知らなかったことから、初めて出漁して帰航する際、主機燃料油配管系統の燃料油取出し弁がスラッジにより閉塞されて燃料油が供給されず、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。 船長は、前所有者から本船の整備状況を十分に確認せず、また、主機の取扱説明書を機関製造会社から入手するなどして必要な点検整備を行っていなかったことから、燃料油タンクにスラッジが溜まった状況を知らなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が、本船を購入する前の本船の整備状況や取扱説明書に書かれた整備方法を知らないまま、必要な点検整備を行わなかったため、初めて出漁して帰航する際、主機燃料油配管系統の燃料油取出し弁がスラッジにより閉塞されて燃料油が供給されず、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、中古船を購入した際、船舶に不具合がないか念入りに整備会社に点検を依頼し、不具合箇所があれば早期に整備すること。 ・ 船長は、主機の取扱説明書を入手して、点検・整備の項目を確認し、機関製造会社が推奨する整備を実施することが望ましい。